

収 支 報 告 書

(その 1)

1 政治団体の名称

(ふりがな)

すず はうし めんめい
珠洲商工連盟

2 主たる事務所の所在地

珠洲市飯田町13部96番地

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

3 代表者の氏名

刀柄 秀一

4 会計責任者の氏名

大丸 高広

政 治 団 体 の 区 分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活 動 区 域 の 区 分

- | | |
|--|---|
| ☐ 2 以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|--|---|

事務担当者の氏名

袖 良 暢

(電話)

090-4327-2323

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

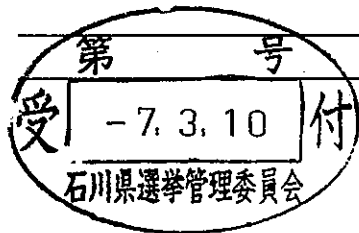
- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 |
| 公職の種類 |

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで



収 支 の 状 況

(そ の 2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
			2 4 7	3 2 3
(前年からの繰越額)※			2 4 4	8 4 0
(本年の収入額)			2	4 8 3
支 出 総 額	十億	百万	千	円
			3 2	5 5 5
翌 年 へ の 繰 越 額	十億	百万	千	円
			2 1 4	7 6 8

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
				0
員 数	十億	百万	千	人
				2 6

(2) 寄 附 (寄附の区分で該当があるものについては (その7)、(その8)、(その9) の内訳を添付すること。)									
ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金 額								備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千					円	
(うち特定寄附)								0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	
(ウ) 政治団体からの寄附								0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)								0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)								0	
イ 政 党 匿 名 寄 附								0	
合 計 (ア+イ)								0	

※ 解散の場合は、直前に提出している収支報告書の「翌年への繰越額」の金額を記載すること。

(その 6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額								年 月 日	備 考
		十億		百万		千		円			
こ の 頁 の 小 計											
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の						2	4	8	3		
合 計						2	4	8	3		

(その 13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額							備 考	
1	経 常 経 費	十億		百万		千			円	
(1)	人 件 費								0	
(2)	光 熱 水 費								0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					3	2	0	0	
(4)	事 務 所 費					5	8	2	4	
小 計						9	0	2	4	
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費					1	1	2	9	1
(2)	選 挙 ・ 関 係 費					1	2	2	4	0
(3)	機関紙誌の発行 その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)								0	
ア 機関紙誌の発行事業費									0	
イ 宣 伝 事 業 費									0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0	
エ そ の 他 の 事 業 費									0	
(4)	調 査 研 究 費								0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金								0	
(6)	そ の 他 の 経 費								0	
小 計						2	3	5	3	1
合 計						3	2	5	5	5

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。その際は、(その 16) も記載する必要があるので注意すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組織活動費 ()					
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
	十億		百万		千		円					
この頁の小計							0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。				
その他の支出					1	1	2				9	1
合 計					1	1	2				9	1

(注) 国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあつては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その 15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 選挙関係費 ()			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億		百万		千	円				
この頁の小計						0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。			
その他の支出				1	2	240				
合 計				1	2	240				

(注) 国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあつては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(そ の 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 10 日

政治団体の名称 珠洲商工連盟

会計責任者の氏名 大丸 高広

代 表 者 の 氏 名
※解散の場合のみ記載

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。